

(仮称) 麓山風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和2年3月

麓山風力合同会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧期間	1
(4) 縦覧場所及び縦覧時間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 ...	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

2020年1月10日(金)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙

2020年1月10日(金)付の下記の日刊紙に「お知らせ」を掲載した。

- ・福島民報 (別紙1参照)
- ・福島民友 (別紙1参照)

② 関係自治体の広報誌

下記の広報誌に情報を掲載した。

- ・広報にほんまつ 2020年1月1日号 (別紙2-1参照)
- ・広報かわまた 2020年1月1日号 (別紙2-1参照)
- ・たむら市政だより 2020年1月1日号 (別紙2-2参照)

③ インターネット

2020年1月10日(金)から下記のウェブサイト情報を掲載した。

- ・福島県 (別紙3-1参照)
- ・二本松市 (別紙3-2参照)
- ・川俣町 (別紙3-3参照)
- ・当社 (別紙3-4参照)

(3) 縦覧期間

2020年1月10日(金)から2月10日(月)まで (土・日・祝日を除く)

(4) 縦覧場所及び縦覧時間

- ① 関係自治体の庁舎、住民センター、公民館及び復興拠点商業施設での縦覧
以下に示す関係自治体の庁舎等の 計 8 箇所において縦覧を行った。

・福島県生活環境部環境共生課	: 08:30～17:15
・二本松市役所生活環境課	: //
・二本松市東和支所地域振興課	: //
・二本松市岩代支所地域振興課	: //
・二本松市旭住民センター	: //
・川俣町役場企画財政課	: //
・山木屋地区復興拠点商業施設 とんやの郷	: //
・田村市船引公民館	: //

- ② インターネットの利用による縦覧

当社のウェブサイトの方法書の内容を掲載し、縦覧期間中、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

関係自治体の庁舎、住民センター、公民館及び復興拠点商業施設における縦覧者数は、5 名であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2-1、2-2、2-3、別紙3-1、3-2、3-4 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は、以下のとおりである。

① 二本松市（旭住民センター）

- ・開催日時：2020年1月22日（水） 18：30～20：00
- ・開催場所：旭住民センター
- ・来場者数：5名

② 二本松市（戸沢住民センター）

- ・開催日時：2020年1月25日（土） 14：00～15：30
- ・開催場所：戸沢住民センター
- ・来場者数：7名

③ 川俣町

- ・開催日時：2020年1月25日（土） 18：00～19：30
- ・開催場所：山木屋公民館
- ・来場者数：6名

④ 田村市

- ・開催日時：2020年1月26日（日） 14：00～15：30
- ・開催場所：田村市船引公民館
- ・来場者数：0名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、一般からの意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

2020年1月10日(金)から2月24日(月・祝)まで (郵送の場合は当日消印有効)

(2) 意見書の提出方法

意見書の提出は、以下の方法により受け付けた。(別紙4参照)

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・当社への郵送
- ・説明会での提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は4通(意見書箱への投函1通、郵送3通、説明会での提出0通)、意見総数は49件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び「電気事業法」第46条の6に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

<仕様4件 コウモリ30件>

青森県十和田市A氏

No.	一般の意見	事業者の見解
1	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	ご意見は要約せず記載しています。また、個々のご意見に対して並び替えをせずに回答しています。

No.	一般の意見	事業者の見解
2	■2. 国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。 ※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015、07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11, 2017） ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌（11）、2018）静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」平成 31 年 4 月、岩手県 ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社、北海道	今後、専門家の助言を踏まえコウモリ類に対してバットディテクター調査、捕獲調査、高度調査、樹洞調査、レーダー調査等、を実施し、その調査結果、最新の情報及び専門家の助言を踏まえ、本事業によるバットストライクに対する環境保全措置及び予測、評価を検討します。

No.	一般の意見	事業者の見解
3	■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速未満であってもブレードは回転するのか？	カットイン風速以下の弱風の場合、フェザリング状態で遊転状態を維持するのが一般的と理解していますが、具体的には今後の機種選定において決定します。
4	■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか？	一般的にカットイン風速は任意という形ではないですが、数 m/s 程度高く設定することはオプションとして可能と考えています。具体的には仕様上の条件もあるので今後の機種選定において決定します。
5	■5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を実行できるのか？	No. 3 の回答の通り、カットイン風速以下の弱風の場合、フェザリング状態で遊転状態を維持するのが一般的と理解していますが、具体的には今後の機種選定において決定します。
6	■6. コウモリ類の保全措置として「低風速時のフェザリング」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業者も必ず実施して頂きたい。	環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。
7	■7. コウモリ類の保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を少し上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が実施しない理由を述べよ。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010	No. 3 の回答の通り、カットイン風速以下の弱風の場合、フェザリング状態で遊転状態を維持するのが一般的と理解していますが、具体的には今後の機種選定において決定します。 また、カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング等の環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。

No.	一般の意見	事業者の見解
8	■8. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 本事業者である「ふくねっと合同会社」及び委託先の「いであ株式会社」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事後調査の前から」必ず実施して頂きたい。	No. 3 の回答の通り、カットイン風速以下の弱風の場合、フェザリング状態で遊転状態を維持するのが一般的と理解していますが、具体的には今後の機種選定において決定します。 また、カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング等の環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。
9	■9. 「環境保全措置」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「環境保全措置」とは何か、理解しているか。「環境保全措置」の定義及び実施基準を述べよ。	環境保全措置については、「環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会報告書」（環境省、平成 30 年）に記載されているとおり、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者により実行可能な範囲内で、当該影響を回避し、又は低減すること及び当該影響に係る各種の環境の保全の観点からの基準又は目標の達成に努めることを目的として検討されるものです。 また、同報告書において、できる限りより良い措置を目指すという「ベスト追求型」の視点で、事業者が実行可能な範囲内で検討すべきものとされており、本事業においても、環境保全措置については、先の考え方にに基づき、今後の調査及び予測の結果を踏まえて検討します。
10	■10. 環境保全措置の実施時期について 今後事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査報告後まで先延ばしにする）」といった主張をするかもしれないが、すでに保全措置を行う先進的事業者もいる。環境保全措置は安全側にとるべきである。保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。	環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。

No.	一般の意見	事業者の見解
11	■11. 「予測の不確実性」の定義及び基準について 「予測の不確実性」について定義及び具体的基準を述べよ。	予測の不確実性については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（日本環境アセスメント協会、平成 29 年）に記載されているとおり、以下のように考えています。 予測の不確実性：予測の前提となる現状の自然的・人為的変動、現状の把握にあたっての測定誤差及び予測モデルのそのものの限界やパラメータ・原単位等に内在する不確実性等。
12	■12. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。
13	■13. 「影響が小さい」と「影響が極めて小さい」の違いについて バットストライクについて「影響がある」、「影響が小さい」、「影響が極めて小さい」の違いは何か。それぞれ具体的基準及び根拠を述べよ。	現時点でバットストライクの実態や要因については未解明な部分が多い状況です。そのため、環境影響の程度については、最新の知見の収集に努めつつ、専門家の助言や指導を踏まえ検討します。

No.	一般の意見	事業者の見解
14	■14. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置をしないのは「不適切」² 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし、国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。 定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。	環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。
15	■15. 「回避」と「低減」の言葉の定義について¹ 「影響の回避」と「影響の低減」についての定義を述べよ。	回避及び低減については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（日本環境アセスメント協会、平成 29 年）に記載されているとおり、以下のように考えています。 回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。

No.	一般の意見	事業者の見解
16	■16. 「回避」と「低減」の言葉の定義について 2 事業者らは今後、コウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げるかもしれないが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。	「生物の多様性分野の環境影響評価技術（Ⅲ）生態系アセスメントの進め方について」（生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会、平成13年）等の考え方に基づき、回避・低減について検討します。
17	■17. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。
18	■18. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風車は、バットストライクの高リスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクの高リスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から200m以上離すこと。	環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。

No.	一般の意見	事業者の見解
19	■19. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。 (Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010)	環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。
20	■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる) 保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。
21	■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。

No.	一般の意見	事業者の見解
22	■22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし、発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。
23	■23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリ類の保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。

No.	一般の意見	事業者の見解
24	■24. 高度調査（コウモリ類）の調査地点について P290 バットディテクターによる飛翔高度調査地点が 1 か所のみであるが、その根拠を述べよ。 「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（18 箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。	事業実施区域内において、高度調査が実施可能な地点が 1 地点のみのため、調査地点が 1 地点となっております。ただし、専門家等へのヒアリング結果も踏まえ、調査地点の追加について検討致します。
25	■25. 高度調査の期間について P282 バットディテクターによる高度調査の期間は晩冬から初冬としているが、曖昧である。地元の専門家ヒアリングを踏まえた具体的な月数を述べること。	調査期間は通年（1 年間）実施致します。
26	■26. バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで録音すること。	高度別自動録音調査では、日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで録音します。
27	■27. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答する事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	ブレードの旋回範囲における飛翔状況は高度別自動録音調査により把握し、マイクは水平方向に向けて調査します。
28	■28. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	今後の現地調査によりコウモリ類の出現状況等を把握した上で、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、平成 31 年）等に基づき予測を行い、その結果を踏まえて環境保全措置について検討します。

No.	一般の意見	事業者の見解
29	■29. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「バットディテクターによる高度調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。	コウモリ類の影響予測は、専門家等からの助言も踏まえて適切な手法により予測を行います。
30	■30. 専門家へのヒアリング年月日を記載したことは評価される。	準備書においても、専門家へのヒアリングを予定していることから、ヒアリングの年月日を記載します。
31	■31. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスが出来るとは限らない。また、残念ながら国内において「バットストライクの予測」に関して具体的指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	環境影響評価方法書に記載する調査、予測及び評価の手法についての審査結果を踏まえ、必要と認める場合には、環境影響評価法第11条第2項に従い、技術的な助言を求めます。

No.	一般の意見	事業者の見解
32	■32. 月 2 回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書) P213. NEDO, 2018.	事後調査で実施するバット・バードストライクの調査手法については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況と、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、2011) を基に、スカベンジャーによる持ち去りの可能性を考慮し、専門家等の意見を踏まえ検討します。
33	■33. 事後調査(死骸探索調査)は徹底的に実施すること コウモリ類の事後調査(死骸探索調査)は、毎週 1 回以上の頻度で 4 月から 11 月まで必ず実施すること。	事後調査については、最新の科学的知見や専門家等の助言を参考にしながら、適切な調査回数を検討いたします。
34	■34. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間前から日の出 1 時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publications_No_6_Japanese.pdf)	バットストライクの事後調査において、すべての風力発電機について、死骸の有無を確認する調査を実施します。その際に死亡数や気象条件については把握できるものと考えております。 事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、最新の知見の収集に努めつつ、専門家の助言や指導を得て、状況に応じて効果的な保全措置を検討することとしております。ナセルに自動録音バットディテクターを設置する調査についてもその際に検討いたします。

No.	一般の意見	事業者の見解
35	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	ご意見は要約せず記載しています。
36	1. 方法書の段階でコウモリ類についてのヒアリングを行ったことは評価される。	専門家等へのヒアリング結果も踏まえ、今後、調査、予測及び評価を行います。
37	2. コウモリ類のバットディテクター、捕獲、高度、樹洞調査において使用するバットディテクターはすべてフルスペクトラム方式の機種を用い、客観的な記録によって解析を行う必要がある。	コウモリ類の調査に用いるバットディテクターは、フルスペクトラム方式である SM4BAT FS 等を使用する計画としています。
38	3. コウモリ類のレーダー調査は、地表からの反射を避け、かつ、ブレード回転域を含めた高度を把握する必要がある。	コウモリ類のレーダー調査は、地表からの反射を避け、かつ、ブレード回転域を含めた十分な高度を把握する調査を実施します。
39	4. バットディテクター調査は既設林道で実施するのか、道もない場所で調査を実施しても調査効率が低く、再現性も低い。ただ歩いただけの調査結果とならないように実現可能な経路を選び、入感位置と時刻も記録する必要がある。	頂いたご意見を踏まえ、経路を設定します。また、コウモリ類の調査は十分な経験と知識を有する調査員によって行い、入感位置と時刻の記録も実施します。
40	5. 高度調査のマイク設置高を記載する必要がある。「風況ポール等」と記載されているが、ブレード回転域の音声記録できる十分な高さが必要である。	高度調査のマイク設置高は地表から高さ 10m 及び 50m の 2 箇所に設置する計画です。
41	6. 調査手法については可能な限りの多様な手法を用いていることから、当然、「不確実性が高い」と評価されることはないだろう。調査結果を十分に反映した評価であることを期待する。	調査結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言も踏まえて調査、予測及び評価を行います。

No.	一般の意見	事業者の見解
42	6. コウモリ類調査については風力アセスメントに関して十分な知識と経験を持った者による適切な調査, 予測評価, 保全措置を行い, 準備書についても十分な知識と経験を持ったコウモリ類の専門家に助言を得ること.	コウモリ類の調査は十分な経験と知識を有する調査員によって実施し、必要に応じて専門家の助言も踏まえて調査、予測及び評価を行います。

<仕様、騒音、動物、景観各 1 件 災害 2 件>

福島県二本松市 C 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
43	素朴な疑問 このたび、風力発電所施設を設置しようとしている地域の近くに住んでいますが、この地域は、あまり風が吹かないように感じています。このような地域で、そもそも風力発電事業が経営として成り立つのでしょうか。どのような根拠に基づいているのでしょうか。お示し願いたい。 箱モノは出来たが、経営的に成り立たないと、途中で放置されるようなことになれば、地域の損失は計り知れない。	事業実施を決定する段階で事前に十分な調査を行った上で国の事業認定を受け、金融機関等の融資を取り付けた上での実施になります。 事前調査の一例として、風況状況については公表されている様々な風況観測データ等(例:NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)が提供する「局所風況マップ」等)を基に予測を立て、地域を選出する手がかりとしております。 事業の実施に当たっては、事業計画段階で十分に各種リスク精査を行い、長期の運営体制を構築すると共に、保険を含めたリスク保全策や、撤去費用を事前に積み立てる([電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第 5 条第 1 項第 7 号]で規定されております)等により、地元にご迷惑をお掛けするような事態にならないよう健全な事業化計画を策定致します。
44	騒音について、 この地域は、自然豊かな山間地であり、大変静かな所です。 風車から発する騒音は、日中は、人間活動で生じる騒音によりある程度相殺されると思われるます。夜間、地域全体が静かになった時に発する音は、低音でも気になることが考えられます。強風は昼だけとは限らず、夜間の静まりかえった時間帯に稼働する風車の騒音は、騒音の基準以下であっても、眠れないとかの生活に害を及ぼさぬようにしっかり調査願います。	現地の環境騒音の状況は、対象事業実施区域近傍の住居等の存在する 10 地点において、風速が強い冬季と風速が弱くセミ等の生物音の影響が小さい秋季に、有効風速範囲の 3 日間実施し、昼間と夜間のいずれの時間帯も測定を実施します。 測定結果を踏まえて施設の稼働に伴う騒音レベルを、音の伝搬理論に基づく距離減衰式(ISO9613-2)により予測し、その結果は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、昭和 29 年)に示されている指針値を満足していることを確認し最適な風車配置と致します。

No.	一般の意見	事業者の見解
45	土砂災害 風車工事のための作業道新設工事、さらには基礎工事と、崩れやすい風化花崗岩の土質帯を削って工事が行われますが、昨年の台風 19 号による下流での洪水災害は、今までに例のないほどの被害をもたらしました。土地を改変しないでもこのような被害が生じている中で、下流に被害が及ばぬようどのような対策を考えているのでしょうか。	風力発電設備の建設においては、土木・建築等にかかる各種法令にて、地盤や流水への影響が細かく規制されます。例えば雨水流出対策では雨水流出抑制施設を設ける等、他、軟弱地盤強化や洗堀防止対策についても法に則った工事を行い、下流域への影響を可能な限り小さく出来るように検討して参ります。
46	鳥 この地域は阿武隈山系中央部にあり、野鳥にとっても豊かな生態系が維持されています。また、春や秋には、かなりの渡り鳥が通過または一時滞在をしており、大きな何基もの風車は、それらにとって脅威とならないのか慎重な調査が必要です。	鳥類の調査については、鳥類の専門家等からの助言を踏まえながら、適切な鳥類の調査手法を選定し、調査及び予測を行い、風力発電施設の設置による鳥類への影響の回避又は低減に努めます。

No.	一般の意見	事業者の見解
47	風 前例のない災害が多くなったとよく聞きます。今までにない暴風により、風車が倒壊した話もありましたが、風車の設計強度はどのくらいまでの風に耐えられるようになっているのでしょうか。また、予想を超える暴風で風車が壊れた場合の安全対策は。	風車メーカーや機種により差異がありますが、一般的には風速 60～70m/s 程度まで耐えられるものを想定しております。2019 年の台風 19 号による最大瞬間風速は 55m/s（気象庁発表）でした。具体的な設置場所・周辺の地形、風況観測データなどから建築基準法や電気事業法上の安全基準、風力発電設備の技術基準などに適合し、事業予定地固有の条件を充足した上で認定を受けなければ工事許可がおりませんので、台風や暴風の場合でも倒壊するような事故には至らないと思料致します。 万が一の風車倒壊対策としては、風車周辺は他構造物と一定の離隔距離を取ること、立入防止柵や案内板等設置により関係者以外の立ち入りを制限すること、電気系統は一定の条件を満たした場合に自動的に遮断されること、等の対策を事前に講じ、公衆災害防止に努めて参ります。且つ、日頃の保守点検や修理等に十分な費用を充当し、予防的措置を継続していくことで事故を回避し安全で安定的な運営に努めてまいります。
48	景観 山に登って、人の手の入らない自然景観を眺めてほっとする人は多いと思います。目の前の 180 メートルにもなる構造物は、景観上、相当な威圧感を与え、大切な自然環境を壊すようにおもえてなりません。どのような対策をとられるのでしょうか。	今後、主要な眺望点からの眺望特性等を把握した上で、垂直見込み角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮して予測及び評価を行い、その結果を踏まえて重要な眺望景観への影響への回避・低減を図ります。

No.	一般の意見	事業者の見解
49	水質調査について 周辺（→どこまでを「周辺」とするのか線引きするのはむずかしいと思いますが…）の家、農業等、全て井戸、湧水を使用している。 現状把握として、全戸、全利用地での水質、流量を測定してほしい。 基礎形状、造成によって影響が出るのではないかと心配です。	水質調査については、方法書119頁に示すように、事業実施区域周辺の住宅での水利用状況は主に浅井戸であることがこれまでの調査で分かっております。今後実施される調査の範囲につきましては地元の方々と調整を行い決定致します。 調査内容につきましては水質及び流量を対象と致します。

福島民報 (2020年1月10日、23面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)麓山風力発電事業環境影響評価方法書」を公告・縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 麓山風力合同会社
代表者の氏名 代表社員 大谷 明

所在地 福島県福島市栄町1-35
キャピタルフロント1303

二、対象事業の名称 (仮称)麓山風力発電事業
原動力の種類 風力(陸上)
出力 最大7万5千6百キロワット

三、対象事業実施区域 福島県二本松市、川俣町

四、縦覧について

場所 福島県生活環境部環境共生課(福島市杉妻町2番16号・西庁舎8階)・二本松市役所生活環境課(二本松市金色403番地1・本庁舎1階)・二本松市岩代支所地域振興課(二本松市小浜字北月山27番地)・二本松市東和支所地域振興課(二本松市針道字蔵下22番地)・二本松市旭住民センター(二本松市百目木字向町126)・川俣町役場企画財政課(伊達郡川俣町字五百田30番地・本庁舎2階)・山木屋地区復興拠点商業施設とんやの郷行政サービスコーナー(伊達郡川俣町山木屋字日向40番地1)・田村市船引公民館ロビー(田村市船引町船引字南元町28番地) 令和2年1月10日(金)

期間 令和2年2月10日(月)～(土・日・祝日を除く) 令和2年2月10日(月)～(土・日・祝日を除く)

時間 土・日・祝日を除く開庁時間 8時30分から17時15分

電子縦覧 <https://hayamawind.jp>

五、意見書の提出について 方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見(日本語)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、または問合せ先へ郵送ください。

提出期限 令和2年2月24日(月・祝)まで

六、説明会の場所・日時

①令和2年1月22日(水)午後6時半～午後8時
二本松市旭住民センター大ホール(二本松市百目木字向町126)

②令和2年1月25日(土)午後2時～午後3時半
二本松市戸沢住民センター和室(二本松市戸沢字下田100)

③令和2年1月25日(土)午後6時～午後7時半
川俣町山木屋公民館ホール(川俣町山木屋字小塚5-8)

④令和2年1月26日(日)午後2時～午後3時半
田村市船引公民館第1研修室・第2研修室
(田村市船引町船引字南元町28番地)

七、お問合せ先 麓山風力合同会社 担当 秦(はた)
〒960-8031 福島県福島市栄町1-35
キャピタルフロント1303 電話090-9529-9400

福島民友 (2020年1月10日、25面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)麓山風力発電事業環境影響評価方法書」を公告・縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 麓山風力合同会社
代表者の氏名 代表社員 大谷 明

所在地 福島県福島市栄町1-35
キャピタルフロント1303

二、対象事業の名称 (仮称)麓山風力発電事業
原動力の種類 風力(陸上)
出力 最大7万5千6百キロワット

三、対象事業実施区域 福島県二本松市、川俣町

四、縦覧について

場所 福島県生活環境部環境共生課(福島市杉妻町2番16号・西庁舎8階)・二本松市役所生活環境課(二本松市金色403番地1・本庁舎1階)・二本松市岩代支所地域振興課(二本松市小浜字北月山27番地)・二本松市東和支所地域振興課(二本松市針道字蔵下22番地)・二本松市旭住民センター(二本松市百目木字向町126)・川俣町役場企画財政課(伊達郡川俣町字五百田30番地・本庁舎2階)・山木屋地区復興拠点商業施設とんやの郷行政サービスコーナー(伊達郡川俣町山木屋字日向40番地1)・田村市船引公民館ロビー(田村市船引町船引字南元町28番地) 令和2年1月10日(金)

期間 令和2年2月10日(月)～(土・日・祝日を除く) 令和2年2月10日(月)～(土・日・祝日を除く)

時間 土・日・祝日を除く開庁時間 8時30分から17時15分

電子縦覧 <https://hayamawind.jp>

五、意見書の提出について 方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見(日本語)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、または問合せ先へ郵送ください。

提出期限 令和2年2月24日(月・祝)まで

六、説明会の場所・日時

①令和2年1月22日(水)午後6時半～午後8時
二本松市旭住民センター大ホール(二本松市百目木字向町126)

②令和2年1月25日(土)午後2時～午後3時半
二本松市戸沢住民センター和室(二本松市戸沢字下田100)

③令和2年1月25日(土)午後6時～午後7時半
川俣町山木屋公民館ホール(川俣町山木屋字小塚5-8)

④令和2年1月26日(日)午後2時～午後3時半
田村市船引公民館第1研修室・第2研修室
(田村市船引町船引字南元町28番地)

七、お問合せ先 麓山風力合同会社 担当 秦(はた)
〒960-8031 福島県福島市栄町1-35
キャピタルフロント1303 電話090-9529-9400

●広報誌によるお知らせ

広報にほんまつ (1月1日号)

(仮称) 麓山風力発電事業に係る環境影響評価方法書および住民説明会

麓山風力合同会社が、二本松市および川俣町において計画している風力発電事業に関する環境影響評価方法書を次のとおり縦覧し、住民説明会を実施します。

縦覧書類
(仮称) 麓山風力発電事業
環境影響評価方法書

縦覧場所
二本松市役所生活環境課、
岩代支所地域振興課、旭住民
センター、東和支所地域振興
課、麓山風力合同会社ホーム
ページほか

縦覧期間 1月10日(金)
～2月10日(月)

説明会の開催日時および場所
・1月22日(水)
午後6時30分～8時
旭住民センター大ホール
・1月25日(土)
午後2時～3時30分
戸沢住民センター和室

意見書の提出について
2月24日までに住所、氏名
および意見をご記入の上、縦
覧場所に備え付けの意見書箱

へ投函、または下記問い合わせ先まで郵送してください。

◎問い合わせ:
〒960-8031
福島県福島市栄町1丁目35
番 キャピタルフロント
麓山風力合同会社
(担当: 秦)
☎090(9529)9400

広報かわまた (1月1日号)

かわまたPR

(仮称) 麓山風力発電事業に係る**環境影響評価方法書の縦覧および説明会について**

二本松市及び川俣町における風力発電事業について、環境影響評価方法書の縦覧および説明会を行います。縦覧では、環境の保全の見地から意見書を提出することができます。

- 事業者 麓山風力合同会社
- 対象事業実施区域 二本松市、川俣町
- 縦覧期間 令和2年1月10日(金)～2月10日(月)
- 縦覧場所 福島県生活環境部環境共生課、川俣町役場(企画財政課)、とんやの郷、麓山風力合同会社HPほか
- 意見書の提出 2月24日(月)までに縦覧場所の意見書箱へ投函くださるか、〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 キャピタルフロント 1303 麓山風力合同会社へご郵送ください。
- 説明会日時 1月25日(土)午後6時～午後7時半
- 説明会場所 山木屋公民館ホール
- 問い合わせ 麓山風力合同会社 秦 (090-9529-9400)

たむら市政だより (1月1日号)

**風力発電事業の環境影響
評価方法書縦覧・説明会**

建設が計画されている、風力発電事業の環境影響評価方法書の縦覧と住民説明会を行います。

【(仮称) 麓山風力発電事業】

- 建設予定地 二本松市・川俣町

▶方法書の縦覧

- 期間

1月10日(金)～2月10日(月)

- 場所 船引公民館

▶住民説明会

- 日時 1月26日(日)

午後2時～3時半

- 場所 船引公民館 第1・第2研修室

▶意見の提出

2月24日(月)までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函するか、この計画の問い合わせ先に郵送してください。

◆この計画への問い合わせ

〒960-8031

福島市栄町1丁目35番キャピタル
フロント1303 麓山風力合同会社

☎090-9529-9400

●インターネットによるお知らせ

福島県 ウェブサイト

[ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・環境](#) > [自然・環境](#) > [環境保全対策](#) > [環境影響評価事業案件](#) > (仮称) 麓山風力発電事業

(仮称) 麓山風力発電事業

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2020年1月10日更新

(更新情報)

令和2年1月10日、環境影響評価方法書の公告、縦覧が開始されました。

事業の名称	(仮称) 麓山風力発電事業
事業者	麓山風力合同会社
事業の種類	風力発電所設置事業
事業の実施区域	二本松市、川俣町
事業の規模	出力 最大75,600 k W (定格出力4,200 k W級の風力発電機を最大18基設置)
関係地域(※)	二本松市、川俣町、田村市
配慮書	公告日 令和元年7月18日
	縦覧期間 令和元年7月18日～令和元年8月16日
	意見書提出期間 令和元年7月18日～令和元年8月16日
	縦覧場所 福島県生活環境部環境共生課(県庁西庁舎8階)、二本松市役所生活環境課、二本松市岩代支所地域振興課、二本松市東支所地域振興課、川俣町役場企画財政課、山木屋地区復興拠点商業施設 とんやの郷 行政サービスコーナー
	福島県環境影響評価審査会 開催日 令和元年7月22日(事業者説明等) 議事概要(PDFファイル/134KB) 令和元年8月28日(知事意見答申案審議) 議事概要(PDFファイル/327KB)
方法書	知事意見 通知日 令和元年8月29日 本文(PDFファイル/109KB)
	公告日 令和2年1月10日
	縦覧期間 令和2年1月10日～令和2年2月10日 電子縦覧 https://hayamawind.jp
	意見書提出期間 令和2年1月10日～令和2年2月24日
	縦覧場所 福島県生活環境部環境共生課(県庁西庁舎8階)、二本松市役所生活環境課、二本松市岩代支所地域振興課、二本松市東支所地域振興課、二本松市旭住民センター、川俣町役場企画財政課、山木屋地区復興拠点商業施設 とんやの郷 行政サービスコーナー、田村市船引公民館ロビー
	説明会の開催 ○令和2年1月22日18時30分～ 二本松市旭住民センター(大ホール)、○令和2年1月25日14時～ 二本松市戸沢住民センター(和室)、○令和2年1月25日18時～ 川俣町山木屋公民館(ホール)、○令和2年1月26日14時～ 田村市船引公民館(第1研修室、第2研修室)
	意見数
	福島県環境影響評価審査会 開催日
	知事意見 通知日

二本松市 ウェブサイト

(仮称)麓山風力発電事業環境影響評価方法書を縦覧し、説明会を開催します

環境影響評価法に基づき、「(仮称)麓山風力発電事業環境影響評価方法書」を広告・縦覧し、説明会を開催します。

対象事業

対象事業：(仮称)麓山風力発電事業

事業者：麓山風力合同会社(福島市栄町1-35キャピタルフロント1303) 代表社員 大谷 明

規模：発電設備出力 最大75,600キロワット

実施区域：二本松市、川俣町

縦覧期間

令和2年1月10日(金曜日)から2月10日(月曜日)まで

縦覧場所

二本松市役所生活環境課

岩代支所地域課課長

東和支所地域課課長

旭住民センター

電子縦覧 <https://hokunet-energy.jp/>

説明会

1月22日(水曜日)18時30分から 旭住民センター(大ホール)

1月25日(土曜日)14時から 戸沢住民センター(和室)

意見書の提出について

方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所およびご意見をご記入のうえ、令和2年2月24日までに縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、問い合わせ先(麓山風力合同会社)へ郵送ください。

問い合わせ先

麓山風力合同会社

〒960-8031

福島市栄町1-35キャピタルフロント1303

電話090-9529-9400(担当：奥)

このページに関するお問い合わせは、生活環境課 環境衛生係です。

〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1

電話番号：0243-55-5103 ファックス番号：0243-22-4479

川俣町 ウェブサイト

みとりの中に光る緑の町川俣

はじめの方へ 文字サイズ 拡大 標準 背景色変更 白 黒 青



組織でさがす 地図で探す サイトマップ

Custom Search

検索

トップページ > 町政・施設 > 環境影響評価法に基づく図書の公告・縦覧について

町政・施設

町長室

町長のプロフィール

町の紹介

町のプロフィール

統計情報

町の人口

施設案内

医療・福祉施設
役場庁舎
公民館・文化施設
川俣町体育館
スポーツ施設
浄水場

文化財

まちの文化財
文化資源発掘事業

財政状況

予算・決算
財政状況

職員・採用案内

採用案内
職員の給与・定員管理

各種計画

復興計画
まちづくり
振興計画

広報誌・情報公開

広報かわまた
情報公開
ソーシャルメディア

環境影響評価法に基づく図書の公告・縦覧について

印刷用ページを表示する 掲載日：2020年1月10日更新

環境影響評価法に基づく図書の縦覧情報について

本町において、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき公告・縦覧された図書は次のとおりです。

◆ 環境影響評価図書の縦覧情報 ◆

縦覧期間	手続段階	縦覧場所	事業名	事業者
令和2年1月10日～2月10日 土日祝日を除く 8時30分～17時15分	方法書	川俣町役場企画財政課 山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」	（仮称）麓山風力発電事業	麓山風力合同会社 ※ふくねっと合同会社から事業継承
令和元年8月29日～9月30日 土日祝日を除く 8時30分～17時15分	配慮書	川俣町役場企画財政課 飯坂公民館 小楢木公民館 山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」	（仮称）笹峠風力発電事業	日立造船株式会社
令和元年8月2日～9月2日 土日祝日を除く 8時30分～17時15分	配慮書	川俣町役場企画財政課 山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」	（仮称）中ノ森山風力発電事業	ゴールドマン・サックス・リアリティ・ジャパン有限公司 磐米運送株式会社 株式会社蒲田産業
令和元年7月18日～8月16日 土日祝日を除く 8時30分～17時15分	配慮書	川俣町役場企画財政課 山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」	（仮称）麓山風力発電事業	ふくねっと合同会社

このページに関するお問い合わせ先

麓山風力合同会社 ウェブサイト



お知らせ 会社概要



NEWS

お知らせ

info 2020.01.10

（仮称）麓山風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について

二本松市及び川俣町における風力発電事業について、
環境影響評価方法書の縦覧および説明会を行います。

縦覧では、環境の保全の観点から意見書を提出することができます。

■事業名 麓山風力合同会社

■事業実施区域 二本松市、川俣町

■縦覧期間 令和2年1月10日（金）～2月10日（月）

■縦覧場所 福島県生活環境部環境共生課、

二本松市役所（生活環境課）、東和支所、岩代支所、旭住民センター

川俣町役場（企画財政課）、とんやの郷

船引公民館ロビー

■山風力合同会社HP

■環境影響評価方法書

[一覧、目次](#)

[第1章](#)

[第2章](#)

[第3章](#)

[第4章](#)

[第5章](#)

[第6章](#)

[第7章](#)

[第8章](#)

[索引表](#)

[意見書様式](#)

■意見書の提出 2月24日09時までに縦覧場所の意見書箱へ投

入くださるか、〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 キャピタル

フロント1303 麓山風力合同会社へご郵送ください。

説明会日時・場所

二本松市

1) 日時 1月22日（水）午後6時半～午後8時

場所 旭住民センター

2) 日時 1月25日（土）午後2時～午後3時半

場所 旭住民センター

川俣町

1) 日時 1月25日（土）午後6時～午後7時半

場所 山本屋公民館

田村市

1) 日時 1月26日（日）午後2時～午後3時半

場所 船引公民館

お問い合わせ 麓山風力合同会社 案 (090-9529-9400)

1 | 山風力合同会社

お知らせ 会社概要



一覧に戻る

「(仮称) 麓山風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称) 麓山風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

○意見書の郵送先 〒960-8031 福島県福島市栄町 1-35 キャピタルフロントビル 1303
麓山風力合同会社

担当: 秦 宛

○意見書の提出期限 令和 2 年 2 月 24 日 (月・祝) [当日消印有効]

意 見 書

令和 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
方法書についての環境の保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含めて記載してください。〕	

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙をお使いください。